

合志市国民健康保険税の決め方・納め方(令和2年度)

【決め方】

次の①～③の合計により決まります。
介護納付金分については、40歳から64歳までの方が該当します。

合志市役所 税務課

①所得割額

前年の所得から33万円を控除した額に対し、

9.0%	医療分
2.3%	支援金
1.7%	介護分

 の率で課税されます。

②均等割額

各世帯の加入者に応じ、一人当たり

27,400円	医療分
6,600円	支援金
8,000円	介護分

 が課税されます。

③平等割額

1世帯に対し、

26,300円	医療分
6,700円	支援金
6,000円	介護分

 が課税されます。

※特定世帯該当…平等割は1/2軽減
特定継続世帯該当…平等割は1/4軽減

- * 算定した税額は、最高 **63万円(医療分)**、**19万円(支援金)**、**17万円(介護分)** で打ち切りとなります。 ※限度額は令和2年度に改正
- * 年度途中の加入については、加入した月より月割で課税されます。
- * 該当年度の途中転入の方については、所得不明のため前住地への所得照会后、税額を確定しますので、当初の納税通知書送付後、所得の確定が行われたい税額の更正を行います。

均等割及び平等割軽減制度について * 65歳以上は、公的年金控除15万円
 ◎7割軽減 加入世帯の所得の合計額が33万円以下の場合
 ◎5割軽減 " 33万円+(28.5万円×被保険者数+※特定同一世帯所属者数)以下の場合
 ◎2割軽減 " 33万円+(52万円×被保険者数+※特定同一世帯所属者数)以下の場合

※5割・2割軽減世帯について拡充が図られました。

【あなたの場合の支払額は？】

前年の所得の種類は(給与・年金・その他) 前年の所得金額は A 円

前年の所得金額から B 33万円 を控除した額が課税の対象となります。

《医療給付費分+高齢者支援金分》

① 所得割額は 課税の対象となる A-B 円 × 0.090 = ① 円

② 均等割額は 加入する人数 人 × 27,400円医療+人数×6,600円支援金 = ② 円

③ 平等割額は 26,300円医療分 + 6,700円支援金 = 33,000円

《介護納付金分》

① 所得割額は 課税の対象となる A-B 円 × 0.017 = ① 円

② 均等割額は 加入する人数 人 × 8,000円 = ② 円

③ 平等割額は 6,000円

医療給付費分+高齢者支援金分

① 円 + ② 円 + ③ 33,000円 = 年税額 円

介護納付金分

① 円 + ② 円 + ③ 6,000円 = 年税額 円

医療給付費分+高齢者支援金分+介護納付金分 = 年税額合計 円

1回分の支払い税額は 年税額 円 ÷ 8期 = 円 千円未満の端数は1期へ

(参考)
1ヶ月相当の税額は (年税額 円) ÷ 12ヶ月 = (円)